

新聞販売業における労働災害防止対策



福島県内における労働災害の発生状況は、この10年間で8名が亡くなっており、その全件が交通事故によるものです。その原因としては、配達員自身の判断ミス、運転ミスもありますが、**会社の安全衛生教育が行われていないことも一因となっている**ところです。また、死傷災害は減少傾向にあるものの、年間約30名以上の労働者が被災しています。

労働災害を防止するのは事業者の責務です。労働災害が発生すると、**被災者本人が辛い思いをするだけでなく、その人の仕事を今いる労働者で分担してカバーしたり、代わりの人を見つけたりしなければならず、他の人にも負担がかかる**ことになります。

本リーフレットを参考に労働災害防止に取組み、労働災害の防止を図りましょう。

新聞販売業における労働災害発生状況等について

過去10年間の労働災害の発生状況は次のとおりです。また、平成28年の災害発生状況を見ますと、事故の型では「交通事故」と「転倒災害」が9割弱を占めています(図2)。「交通事故」では、男性が約8割、年代別で50歳代以上が約7割強を占めており、「転倒災害」では女性が7割弱、年代別で50歳代以上が9割強を占めています(図3 - 、)。また、休業日数については「1か月以上の休業」が6割を超えています(図4)。

図1 福島県における新聞販売業の労働災害発生状況

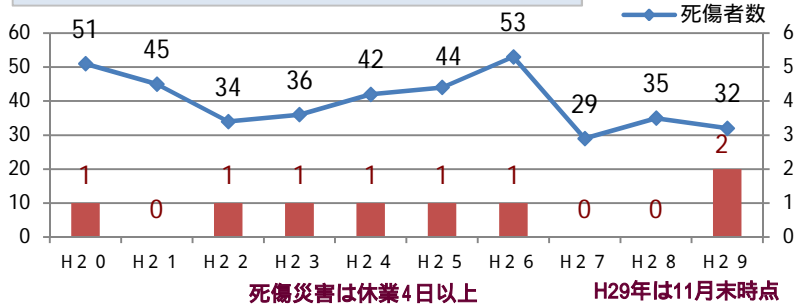


図2 平成28年 新聞販売業における労働災害(事故の型)

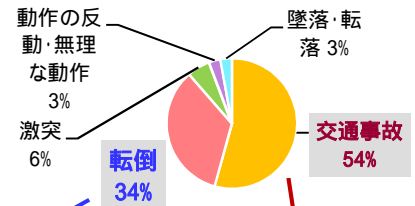


図4 平成28年 新聞販売業における労働災害発生状況(休業日数)

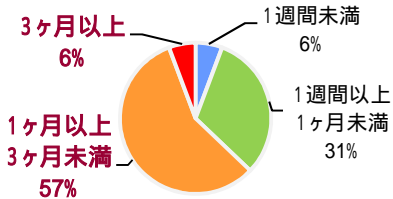


図3 - 転倒災害の内訳

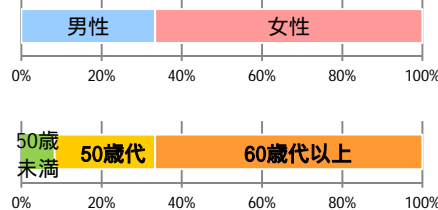
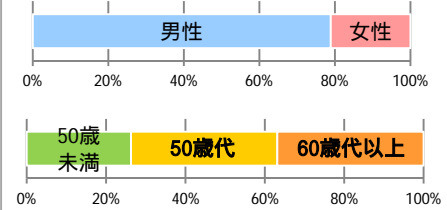


図3 - 交通事故の内訳



H29.12月

新聞販売業における労働災害事例

事例1 一時停止せず見通しの悪い交差点で出会い頭に衝突 (70代・男性)

1. 発生状況 被災者が、配達のためにバイクで道路を走行中、**一時停止をせず**広い道路に進入し、右側から直進して来た乗用車と衝突し、全身を打撲し、死亡したもの。
2. 原因
- ◆ **一時停止をしなかったこと及び安全確認が不足していたこと。**
 - ◆ 事業場における**安全衛生教育が未実施**であったこと。
 - ◆ 当日、体調不良で休んだ他の配達員の穴埋めのため、**配布しなければならない部数が多く、焦りがあったこと。**
3. 対策
- 一時停止義務のある交差点及び見通しの悪い交差点では、必ず**一時停止し、徐行して十分安全確認を行った後に進入**すること。
 - 事業者が交通法規、安全確認の必要性等を含む**安全衛生教育を定期的に行う**こと。
 - **無理のない配達量、スケジュール**を組むこと。
 - 高齢者は、一般に普段と異なる状況や焦る状況での判断力が低下する可能性がある人いることから、さらに配慮すること。



事例2 誤ってマンホールに乗り、滑って転倒した (50代・男性)

1. 発生状況 被災者がバイクにて配達中、左折したところで**濡れたマンホール**に乗り、車輪が滑って転倒し、腹部を強打したもの。
2. 原因
- ◆ 左折に際し、**十分減速していなかったこと**。また、路面の状態の**安全確認が不足**していたこと。
 - ◆ **安全運転のための教育**を実施していなかったこと。
 - ◆ 配達経路の**危険個所の把握**ができていなかったこと。
3. 対策
- 走行の際は、**路面の安全確認**を十分行うこと。**右左折時や路面に危険があると思われるところでは、速度を落とす**こと。
 - **安全運転に関する教育**を定期的**に実施**すること。
 - 危険箇所を洗い出して「**ヒヤリ・ハットマップ**」を作成し、**周知**すること。



事例3 誤って階段で足を踏み外し、転倒した (60代・女性)

1. 発生状況 被災者が、配達中、アパートの階段を降りていたところ、**凍結により滑って**足を踏み外し、バランスを崩し、転倒して足を骨折した。
2. 原因
- ◆ 階段を下りる際、**手すりを使用しなかった**こと。
 - ◆ 着用していた**靴が滑りにくい**ものでなかったこと。
3. 対策
- 新聞束を持って階段を昇降する際は、出来るだけ片手(袋を使用する等)で持ち、空いた手で**手すりを使用**する、または壁際を昇降すること。
 - **滑りにくい靴**や靴に装着する「スノー・スリップ・ガード」等の**滑り止めを使用**させること。
 - 高齢者の場合、一般にバランス感覚が低下しており転倒災害に遭いやすいこと、大きな怪我になる傾向があることから、必ず滑りにくい靴等の滑り止めを使用させること。
 - 冬季の危険箇所を洗い出して、**冬季版「ヒヤリ・ハットマップ**」を作成し、**周知**すること。



新聞販売業における労働災害防止対策

1 安全管理体制を作りましょう

労働災害を防止するため、安全衛生推進者等を選任、次の事項を実施させましょう。

交通事故については次項2、転倒災害については項番3を併せ、推進しましょう。

作業方法の改善、4S(整理・整頓・清掃・清潔)を推進し、職場に潜んでいる危険を取り除くこと。

労働者の安全意識の啓発のため、朝礼等においてKY活動(危険予知活動)を実施すること。

KY活動:「作業開始前に、短時間で作業に潜む危険を話し合い、危険に気づき、その対策を決め、行動目標を立て、ひとりひとりが危険を回避する行動を実践する活動」で、**危険に対する感受性を高めることができます。**
(厚生労働省、中央労働災害防止協会等のホームページ記事を活用しましょう。)

安全な作業方法等の教育を定期的実施すること。

2 バイク等の運転中の交通事故を防ぎましょう

交通事故は、次の状況で多く発生しています。

- (1) 新聞配達時のバイク等運転中に交差点等で自動車との衝突等
- (2) 運転中の対向車線へのはみ出し、前方不注意、バランスを崩しての転倒、転落等



「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った対策を進めましょう

労働者に対し、雇入れ時教育、日常の教育を徹底し、交通法規の遵守の徹底を図るとともに、交通労働災害防止のための知識を付与しましょう。

異常気象時には、走行の中止や安全な場所で一時待機する等、労働者に適切な指示を行いましょう。

労働者は、事業者が行う安全対策に協力し、交通労働災害防止に努めましょう。

- ポイント1 夜間～明け方などの時間帯では、存在を知らせることが大切です。
配達時の前照灯の点灯の実施、反射材付きチョッキ等を着用させるなども有効！
- ポイント2 交通事故のヒヤリ・ハット事例を収集し、「ヒヤリ・ハットマップ」を作成しましょう！
作成したマップは、掲示・配布等により、情報を周知しましょう。

3 配達 集金中の転倒災害を防ぎましょう

- (1) 転倒災害は、「滑り」・「つまづき」・「踏み外し」の3種類に分けられます。
- (2) 「不注意」・「本人が悪い」と考える人もいますが、設備や作業方法等の改善を行う等により、転倒災害のリスクを減らすことが基本です。



転倒災害防止対策を進めましょう

事業場内については、4S(整理・整頓・清掃・清潔)、段差解消に努めましょう。また、屋外でも、十分な照明を確保し、転倒災害のリスク低減を行いましょう。

労働者が焦ることがないように、時間的に無理のない配達計画を作成し、行わせましょう。

労働者に滑りにくい靴や靴用滑り止めを使用させて業務を行わせましょう。

階段の上り下りは、荷物等(配達中の新聞束も同様)を出来るだけ片手で持ち(袋を使用する等)、手すりを使用するか若しくは壁際を昇降するなど、安全な作業方法を徹底させましょう。

- ポイント1 ヘルメットにヘッドライトを取り付けて照明を確保。手持ち式の懐中電灯と違って、手元もフリーに！
- ポイント2 雪・凍結には、靴に装着する「スノー・スリップ・ガード」等の滑り止めの使用も有効！
- ポイント3 転倒事故のヒヤリ・ハット事例も収集し、「ヒヤリ・ハットマップ」を作成しましょう。
作成したマップは、掲示・配布等により、情報を周知しましょう。

「ヒヤリ・ハット マップ」を作成しましょう！！

交通事故では、新聞配達中の「ちょっとした不注意」、「運転技術に対する過信」、「だろー運転」などにより、死亡事故やせき損等重篤な後遺症で苦しむ事故、時には加害者となる事故が発生しています。

そこで、このような交通事故を起こさないために、各販売店での労働災害防止対策(交通労働災害防止対策)の一環として、**全員で新聞配達時における危険箇所の洗い出しを行い、その対策や注意すべき事項などを確認することが効果的**です。

ヒヤリ・ハットマップは、既存の地図を使用して、配達中にヒヤリ・ハットした場所や実際に事故を見かけた場所などに、「危険(赤)」、「要注意(黄)」といった印を付けるなど、できるだけ簡単に活用できるよう工夫しましょう。

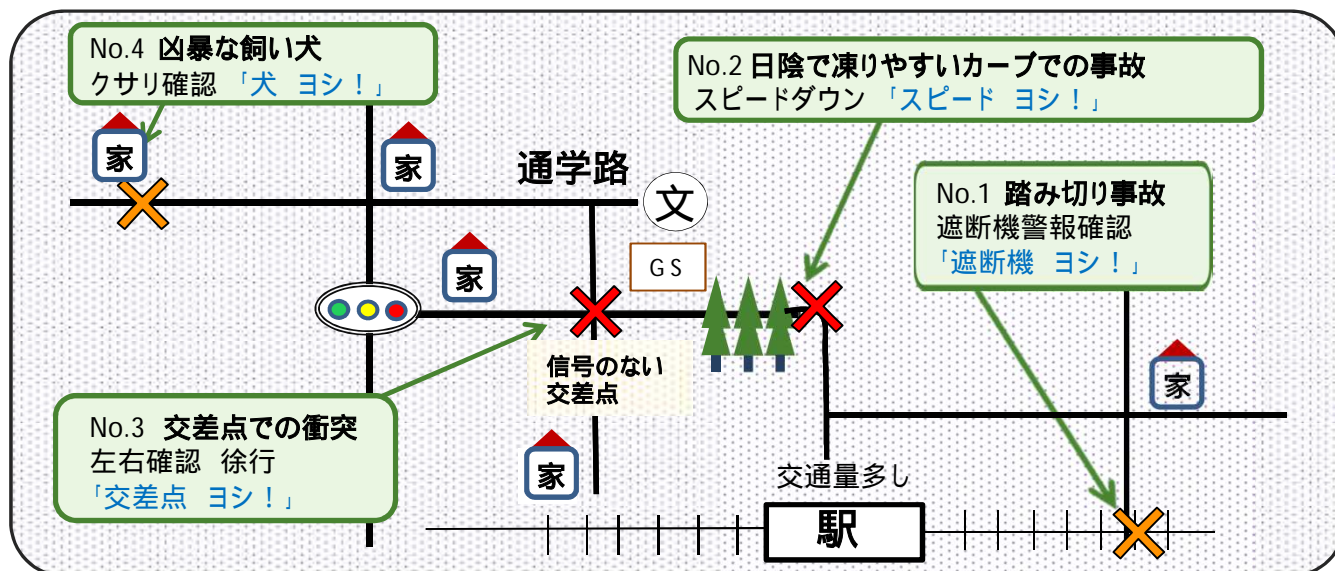


以下に **ヒヤリ・ハットマップ** の作成手順と作成例を示します。

項目	内容	
ヒヤリ・ハットマップ 作成手順	新聞配達区域マップを配布	・マップを新聞配達員全員に配布する
	配達経路を記入	・各人の配達経路は太い線、脇道は細い線 ・信号などの必要な地図記号を記入
	ヒヤリ・ハット箇所を記入	・ヒヤリ・ハット箇所に×をつけ、ルートで通る順に番号で順番を記入
	対策と確認事項を記入	・作成したマップを新聞配達員全員に配布する

(注)季節や朝刊・集金等業務と時間帯等によって危険要素、危険場所が違うので、定期的な見直しが必要です。

ヒヤリ・ハットマップ (例)



健康診断を実施しましょう

健康診断については、深夜業務(午後10時～午前5時の間の業務)に常時従事する労働者に対しては、1年1回だけでなく、半年に1回実施することが必要です。

労働者が市町村などで実施する健康診断を受けた場合には、事業主がその結果を確認し、確認できた項目については実施を省略することができます。